

## 阿賀野市条例第26号

阿賀野市証人等に対する実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

阿賀野市証人等に対する実費弁償に関する条例（令和4年阿賀野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「車賃」を「その他の交通費」に、「及び宿泊料」を「、宿泊費及び宿泊手当」に改め、同条第3項中「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費及び宿泊手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。